

○北海道企業局経営戦略評価基本方針

第1 趣旨

「北海道企業局経営戦略（令和2年3月策定）」の計画的かつ着実な推進を図るため、進捗状況を検証し、評価を行うための基本方針を定める。

第2 評価に関する基本方針

PDCA サイクルに基づき、計画期間内に設定している数値目標の達成度合等について、企業局による自己評価を実施するとともに、経営の透明性を確保する観点等から、必要に応じ有識者による外部評価を実施する。

第3 評価の体制

(1) 企業局による内部評価

内部評価については、毎年度、電気事業及び工業用水道事業を所管する各課において自己点検・評価を行った上、公営企業管理者が最終評価を行うこととする。

(2) 有識者による外部評価

評価の客観性・信頼性を確保するため、有識者等を構成員とする委員会において、企業局による内部評価結果、経営指標や数値目標の進捗等について総合的に検証する。外部評価については、計画中期及び計画終了後に実施することとする。

なお、上記以外においても、社会経済情勢の変化があった場合などは随時評価を行い、妥当性等について検証することとする。

また、委員会の構成員等については、別途定める。

第4 評価方法

(1) 事業年度評価

当該年度における数値目標の達成度合を中心に、取組の進捗状況を確認し評価する。

(2) 計画期間評価

事業年度評価を踏まえ、一定の計画期間内における取組内容・実績等を総合的に評価する。

第5 評価の単位

計画期間内において、数値目標が設定されている取組を評価単位の基本とする。

ただし、数値目標が設定されていない取組についても、企業局の経営方針推進のため、必要があると認めるときは、評価の単位とする。

第6 評価実施要領

事業年度評価及び計画期間評価の実施に係る事務手続き等については、毎年度、要領により定めることとする。